

2017年度「イオンスカラシップ」奨学生 募集要項

公益財団法人イオンワンパーセントクラブ（以下、当財団と略）は、「次代を担う青少年の健全な育成」、「諸外国との友好親善の促進」、「地域社会の持続的発展」に資する事業を3つの柱とし、社会貢献活動を推進するために1989年に設立されました。

公益財団法人 イオンワンパーセントクラブ



1. 今年度の全体タイムスケジュール

- (1) 4月20日必着、各大学は当財団に候補学生を推薦
- (2) 5月2週頃、選考委員会にて奨学生を決定
※第三者による選考委員会にて選考
- (3) 5月15日を目途に、書面にて各大学に決定通知を送付
- (4) 5月末日迄に必着、各大学から請求書の到着
- (5) 6月末頃、各大学へ奨学金を振込
- (6) 7月1日、認定証授与式の開催

2. 推薦者の募集に関して

- (1) 採用予定人員(受給予定学生数)

各大学3名(大学推薦の6名または6名以上の候補者から選考)

- (2) 支給金額及び支給方法

① 年間授業料全額(但し、230万円を上限とします)(消費税込み)

② 生活費 月額10万円(消費税込み)

③ 採用決定後、授業料及び生活費を大学経由にて支給

※尚、生活費支給については、大学において毎月の在籍確認を要する

- (3) 支給期間

① 原則として、2017年4月1日から2019年3月31日までの2年間とする。

※2年目継続の可否に関しては、前年度の成績や活動参加への積極等の総合面を考慮し、大学側と協議の上、延長することができる。

② 学部においては、最大4年間支給できるものとする。但し、再度願書を提出の上、選考等を受けるものとする。

- (4) 応募の手順

① 奨学生に応募するものは、以下 a~f の提出書類等を、大学が指定する日までに、在籍する大学あてに提出しなければならない。

a. 奨学生申込書(所定の様式による) ※本人の直筆記入のこと

b. 誓約書(所定の様式による) ※本人の直筆記入のこと

c. 学業成績証明書(現課程のものが入手不可能な場合は前課程のもの)

d. 在留カードのコピー(両面)

e. 日本語能力試験証明書のコピー

f. 写真(4cm×3cm 1枚。裏面に氏名を記入の上、奨学生願書に貼付すること。直近3ヵ月以内撮影したもの)

併せて、顔写真データ(JPEG)を大学担当者に提出

② 前記①の申請があったときは、当該大学において推薦者を決定し、指導教員もしくはそれに準ずるものの推薦書(所定の様式)を添え、

2017年4月20日(木)<必着>迄に当財団へ送付すること。

※尚、応募書類は一切返却しません。

また、応募書類は奨学生の選考等、当奨学金支給制度の検討及び実施運用の目的に使用し、他の目的には使用しません。

- (5) 各大学が当財団に推薦する学生の

【必要条件】

- ① 卒業後、日本と母国との架け橋となって活躍したい方
- ② 中国(香港含む)、韓国、マレーシア、タイ、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、バングラデシュいずれかの国籍を有している私費外国人留学生

- ③ 小売業・サービス業・金融・不動産(商業デベロッパー)・農業・漁業に強い
関心を持っている方 (学部不問)
- ④ 宗教系、政治系を除く全学部、分野
- ⑤ 大学学部及び大学院修士課程に在学する正規生
- ⑥ 2017年7月1日(土)に実施する、スカラシップ認定証授与式に出席
できる方
- ⑦ 学業、人物ともに優秀で、真に経済的援助を必要とする方
※具体的には、月の生活費(授業料は除く)が10万円以下で、且つ、
月の収入の過半がアルバイトとなっている学生(もしくはアルバイト
をする学生)
- ⑧ 本年4月1日現在で30歳以下(学部)又は、35歳以下(修士課程)である
- ⑨ 他機関からの奨学金の支給を受けない方
- ⑩ 公序良俗に反することなく、学生生活を過ごせる者

【十分条件】

- ① 奨学金受給後、アルバイト時間数を半減以上できる方
- ② イオンワンパーセントクラブが企画する行事に極力参加できる方
- ③ 下記のいずれか提出すること
 - a. 日本語能力試験1級/N1成績証明書
(原則として旧試験で250点以上、または新試験90点以上の点数
が必要)
 - b. 日本語能力試験2級/N2合格証明書
 - c. 日本語能力試験2級/N2相当以上の実力を有することを証明するもの
(在籍している学校側の担当教員が署名・押印したもの)

3. 奨学生の選考方法

- (1) 各大学は、受給者決定にあたり、その候補者(6名または6名以上)を事前に
当財団に通知する。
- (2) 本制度受給者の国籍構成
1大学あたりの受給者の国籍構成は、2カ国以上とする。
- (3) 当財団は、大学側からの推薦を受け、第三者による選考委員会を開催し、
各大学の奨学生を決定する。

4. 選考及び結果の通知

- (1) 大学において当財団の基準に基づき、候補者を決め、当財団に推薦する。
(4月20日必着)
- (2) 当財団において、大学から推薦された候補者から選考委員会による選考にて
決定する。(5月第2週頃)
- (3) 奨学生の決定通知は、選考委員会での選考終了後、各大学に連絡する。
(5月15日頃)
- (4) 当奨学金と重複して他機関からの奨学金の内定(決定)を受けた場合、本人は
大学を通じて速やかに当財団へ届け出ること。

5. 奨学金受給者の責務

- (1) 当奨学金制度は給付奨学金であり、返済の義務はない。
- (2) 每学期成績表を提出すること。
※学部4年または修士2年に上がる時点で卒業・修士論文担当の教授
の卒業見込み意見書の提出すること。

- (3) 住所、電話番号(携帯、自宅)、メールアドレス等の連絡手段に変更があった場合、当財団まで速やかに連絡すること。
- (4) イオンワンパーセントクラブが企画する行事に参加するよう努力すること。

6. 奨学金の支給の停止または終了

以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を停止または終了することができる。

- (1) 支給期間中に応募資格を満たさなくなった場合
- (2) 病気、休学その他の理由により学業または課程を継続する見込みのない場合
- (3) 学業成績の著しい低下、出席日数の低下、素行が不良となった場合
- (4) 在籍大学の学籍を失った場合
- (5) 留学(海外研修を含む)した場合(一度の留学で4ヵ月を超えないこと。奨学金受給中累計で6ヵ月を超えないこと)
- (6) 当財団に対する提出書類及び届出事項に虚偽があった場合
- (7) その他、当社が奨学金の支給目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の支給を不適当と認めた場合

※尚、奨学金の支給を停止されたものが、その事由が止んで、在籍大学学長を経て奨学金支給の再開を願い出たときは、第4項(1)に記載した奨学金支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。

7. 主な参加行事

- (1) 奨学金授与式 (2017年7月1日(土))
- (2) 奨学生交流会(スカラシップセミナー)への参加
※(1)、(2)の交通費(一部)、宿泊費は当財団が負担いたします。
- (3) 奨学生の居住地域で開催される、イオンワンパーセントクラブが企画する社会貢献事業。

以上